

- 園児・児童・生徒，保護者からの相談，申し立て
- アンケート調査結果など



各学校園による調査（いじめ防止対策委員会等）
 いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態，もしくはその発生が疑われる可能性があると判断（議事録の作成・保存）



三重大学教育学部附属学校運営委員会

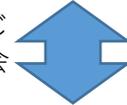
①重大事態，もしくはその発生が疑われる事態報告



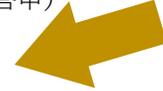
教育学部長（教育学部）



②重大事態，いじめ問題対策委員会設置の決定



④調査結果報告（答申）



③調査依頼



三重大学教育学部附属学校園いじめ問題対策委員会（第三者委員会）

- ・いじめの事実確認について
- ・学校側の対応・判断の適切性について
- ・今後の適切な対応方法について
- ・学校側における改善を要することについて
- ・当該事案についての自ら必要な調査の実施

学長（役員会）

⑤調査結果について再調査等の指示



文部科学大臣（文部科学省）

いじめ発生 → 各学校園による調査（重大事態，もしくはその発生が疑われる可能性があると判断）

対応1 附属学校運営委員会への報告

対応2 ①附属学校園長から教育学部長への報告 ⇒（いじめ重大事態の判断）⇒②学長へ報告⇒文部科学省へ報告
 ③教育学部附属学校園いじめ問題対策委員会（第三者委員会）の設置，調査依頼⇒（いじめ問題対策委員会による調査）⇒④学部長，学長へ調査結果報告⇒文部科学省へ報告書提出 ⇒⑤再調査の指示（必要に応じて）